


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース


 福岡中部法人会
 ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「改正税法説明会」のご案内
- ◆「オンライン人権研修会」のご案内
- ◆「キャッシュレス納付説明会」のご案内
- ◆「法人会 貸倒保障制度（三井住友海上火災保険株式会社）」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容
7	1	(火)	租税教室（第13支部） 9:30～12:05 於：弥永西小学校
7	2	(水)	租税教室（第8支部） 10:35～11:20 於：警固小学校
7	8	(火)	租税教室（第13支部） 9:30～11:15 於：東花畑小学校
7	9	(水)	租税教室（第3支部） 9:40～10:25 於：舞鶴小学校
7	10	(木)	租税教室（第13支部） 9:15～10:50 於：老司小学校
7	14	(月)	広報委員会 14:00～15:30 於：事務局会議室
7	16	(水)	租税教室（第13支部） 14:30～15:15 於：野多目小学校

●支部の行事

月	日	曜	内容
7	9	(水)	第6支部 納涼会 18:30～20:30 於：六本松 ぐえん
7	26	(土)	第5支部 海水浴&バーベキュー交流会 9:30～14:30 於：ハーバーハウス ざうお

●青年部会の行事

月	日	曜	内容
7		()	役員会 未定 於：未定
7	25	(金)	カップリングパーティー 19:00～21:00 於：THE LIVELY福岡博多

●女性部会の行事

月	日	曜	内容
7	11	(金)	役員会 17:00～18:00 於：イルコルティール
7	11	(金)	懇親会 18:00～20:00 於：〃

(I) 税務カレンダー

- 7月10日 ● 源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は1月～6月分を納付）
- 7月15日 ● 所得税の予定納税額の減額申請
- 7月31日 ● 所得税の予定納税額（第1期分）の納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないで損する税情報

電子取引のデータ保存制度（電子帳簿保存法）

税 理 士 堤 一 博

電子帳簿等保存制度とは、ご存じのとおり、令和4年1月施行の電子帳簿保存法（正式名称は「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿の保存方法等の特例に関する法律」）に規定され、税法上その保存等が必要な「総勘定元帳など帳簿（国税関係帳簿）」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、税法で原則として紙での保存が義務づけられている帳簿書類について電子データ（電磁的記録）での保存を可能とすることに関する制度を言い、3つの制度に区分されます。

1、電子帳簿等保存 【任意】

最初から一貫してパソコン等で作成している国税関係帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存することができます。例えば、会計ソフトで作成している「仕訳帳・総勘定元帳・売掛金元帳・買掛金元帳・現金出納帳・固定資産台帳など」の国税関係帳簿や「試算表・棚卸表・貸借対照表・損益計算書」などの決算関係書類、パソコンで作成した「見積書（控）・納品書（控）・請求書（控）・領収書（控）」などの取引先に交付した取引関係書類等が対象となります。

2、スキャナ保存 【任意】

見積書・納品書・請求書・領収書などの取引先から受領した紙の取引関係書類は、その書類自体を保存する代わりに、スマートフォン撮影やスキャナで読み取った電子データで保存することができます。

3、電子取引データ保存 【義務】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者については、電子決済・メールデータ・EDI取引などの電子取引の情報は、その電子データ（電子取引データ）をそのまま保存しなければなりません。

上記のうち、「1、電子帳簿等保存」及び「2、スキャナ保存」については、事前の税務署の届出や承認は不要ですが、「3、電子取引データ保存」については、2024年1月1日以降は、完全義務化されています。したがって、取引先とやり取り（交付・受領）した請求書・契約書・見積書などに関する

電子取引データは、一定の要件を満たした形での保存が必要となります。

電子取引データ保存の原則的な要件は、下記の3つです。

(1) 【改ざん防止のための措置をとること】(真実性の原則)

電子データは紙の書類に比べて偽造や改変の痕跡が残りにくく、その信頼性が損なわれるおそれがあることから、保存されたデータに虚偽や偽装がないことを担保するための要件です。具体的には下記の4つのいずれかの措置をとることが必要となります。

- ① タイムスタンプが付されたデータを授受する
- ② 受領したデータにタイムスタンプを付与
- ③ 訂正・削除の履歴が残るシステムや訂正削除できないシステムで授受・保存
- ④ 改ざん防止のための事務処理規定を策定、運用、備付け

①②のタイムスタンプとは、ある時刻にその電子データが存在していたことと、それ以降改ざんされていないことを証明する技術のことです。タイムスタンプに記載されている情報とオリジナルの電子データから得られる情報を比較することで、タイムスタンプに付された時刻から改ざんされていないことを確実に確認することができます。また、③の使用しているシステムが訂正や削除の履歴がすべて記録されるものであれば、その書類が改変されていないかどうかの確認も可能です。最後の④「改ざん防止のための事務処理規定」とは、「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」のことで、訂正および削除の原則禁止と訂正削除を行う場合のルールを定めています。国税庁のHPには、法人用と個人事業主用、それぞれの「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」の例が公開されています。なお、規程は作成して備え付けるだけでなく、それに基づいて実際に運用することが前提です。

(参考)

「国税庁 HP のホーム>法令等>其他法令解釈に関する情報>電子帳簿保存法関係>一問一答 (Q & A) > 参考資料 (各種規程等のサンプル) > 電子取引に関するもの」に下記の例が掲載されています。

- ・ 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程 (法人の例) (Word/16KB)
- ・ 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程 (個人事業者の例) (Word/18KB)

(2) 【保存データを確認するためのディスプレイやプリンター等を備え付けること】(可視性の原則 1)

必要な時に保存された電子データの内容を確認するためのルールです。具体的には、電子データの可視性を確保するためには、データを閲覧するためのパソコンやディスプレイ、プリンターなどが必要です。また、これらの機器類や、利用しているパソコンソフトやシステムなどの操作マニュアルの備え付けも必要となります。データが正しく保存されていたとしても、閲覧するための機器類の不足やその操作法が不明瞭であればうまく検索できません。必要なときにその内容を確認するための措置です。適時必要に応じてそのデータを閲覧できるように措置しておく必要があります。

(3) 【「日付・金額・取引先」の3つの要素で検索できること (検索要件)】(可視性の原則 2)

機器面での措置に加え、下記のいずれかの措置をとることが必要です。

- ① 「取引年月日、取引金額、取引先」の3つの記録項目で検索できること
- ② 「取引年月日又は取引金額の項目」について範囲指定検索ができること (範囲指定検索)
- ③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて検索できること (組合せ検索)

この検索要件は簡易な方法による対応が可能です。保存したデータを「日付・金額・取引先」で検索できる場合、①表計算ソフト等で索引簿を作成し、索引簿を使用して電子取引データの検索を可能とする方法、②規則性を持ったファイル名（日付・金額・取引先の順番で表記）のデータを特定のフォルダに集約することにより、取引データの検索を可能とする方法があります。

ただし、「基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下の方」等は、電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしていれば、③【「日付・金額・取引先」の3つの要素で検索できること】の検索要件を満たす必要はありません。

また、以上の原則的な電子取引データ保存の要件に対応するまでの猶予措置として、下記をすべて満たす事業者は、次の2つの条件を満たす場合には、電子取引データを保存しておけば原則的な電子取引データ保存の要件のすべての要件が不要となります。

- ① 原則的な保存の要件に従った電子取引データの保存ができない**相当の理由**があったと所轄税務署長が認められた事業者
- ② 税務調査の際に
 - ・ 電子取引データのダウンロードの求めに応じることができる場合
 - ・ 電子取引データをプリントアウトした書面を提示・提出できる場合

なお、この**猶予措置**の相当の理由には、「人手不足」、「システム整備等が間に合わない」、「資金不足」なども該当すると説明されていますが、その状況が改善された場合には、以降は原則的な要件に従った電子取引データの保存が求められますので、念のために！

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時 間	主 催	行 事	会 場
2025	8	27(水)	15:00~16:30	本 部	改正税法説明会 (ご案内は7月号に封入)	福岡ガーデンパレス
	9	4(木)	未定	本 部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	10	29(水)	15:00~16:00	本 部	正副会長会議	福岡ガーデンパレス
		29(水)	16:00~17:00	本 部	理事会	〃
	11	11(火)	14:00~15:30	本 部	福岡地区五法人会共催講演会	ソラリア西鉄ホテル福岡
			未定	本 部	税を考える週間協賛行事	アクロス福岡

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)